

平成25年5月2日

埼玉県県民生活部青少年課 御中

郵便番号 105-0003
住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
氏 名 一般社団法人 電気通信事業者協会
電話番号 (03)3502-0991

埼玉県青少年健全育成条例の一部改正(案)についての意見

「埼玉県青少年健全育成条例の一部改正(案)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者(以下、「携帯電話事業者等」といいます。)の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

<1 改正の背景について>

保護者や青少年に無線 LAN 経由でのインターネット接続時におけるフィルタリングサービス(以下、「無線 LAN フィルタリング」といいます。)の必要性をご理解頂き普及促進することの重要性については、事業者としても強く認識しており、携帯電話事業者等は、既に自主的に無線 LAN 経由でのインターネット接続に関する注意事項の説明(無線 LAN 向けフィルタリングサービスの説明・推奨等)を店頭で実施しております。

フィルタリングサービスは、青少年有害情報の閲覧リスク軽減に有効な手段ではありますが十分ではありません。本改正条例案にあるような携帯電話契約時の説明強化等の一時的な取り組みだけでなく、子どものインターネット利用に対する保護者自身の意識及び知識の向上に向けた、継続的かつ実効性のある普及啓発も必要と考えます。そのためにも、啓発の場に保護者等の積極的参加を促す仕組みを取り入れる必要があると考えます。

<2 改正の内容 (2)携帯電話事業者について>

前述のとおり携帯電話事業者等は、既に自主的に無線 LAN 経由でのインターネット接続に関する注意事項の説明(無線 LAN 向けフィルタリングサービスの説明・推奨等)を店頭で実施しており、また、次のとおり、法制度上における説明義務も課せられていないことから、本件に関する条例化は不適切であると考えます。

本来、無線 LAN フィルタリングについては、インターネット環境整備法 18 条にて、その提供(紹介を含む)に係る義務が規定されているのみであり、そのサービス内容にかかる能動的な説明義務までは課されておられません。

また、携帯電話事業者等は法令上その義務はありません(携帯電話事業者等が無線 LAN 経由でのインターネット接続役務も提供している場合には、同役務の提供事業者として説明を行います)。

このように、提供する役務に応じた義務が各役務提供事業者毎に法にて規定されている中で、本改正条例案では、無線 LAN 経由でのインターネット接続役務を提供している電気通信事業者に課せられるべき提供及び説明義務を、携帯電話事業者等に課しており、携帯電話事業者等が説明すべき範疇を超えた過重な責任を課すものとなっております。携帯電話事業者等に対して無線 LAN 経由でのインターネット接続に関する説明を努力義務とはいえ条例化することは、法の規定内容から逸脱することともなるため、無線 LAN 経由でのインターネット接続に関する注意事項の説明は携帯電話事業者等の自主的努力に期待するに留めていただき、本件の条例化については見直しを強く要望いたします。

その他、フィルタリングソフトウェアのインストールについて助言を行うなど、必要な支援を行う努力義務については、各事業者が現在行っている説明をもって要件を満たすこととしていただきたいと思います。

<その他>

青少年の健全育成には、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体の協力が重要であると認識しております。私ども携帯電話事業者等及び教育関係団体等の民間団体では、自主的取り組みとして、青少年のインターネット利用状況やフィルタリングサービスの普及状況等を踏まえつつ、フィルタリングサービスの必要性についてご理解いただけるよう、継続して様々な施策を実施しているところであり、情報モラル教育についても、引き続き各事業者における携帯電話教室の開催等により協力して参る所存です。官民で協力して青少年の健全育成を促進すべく、貴県におかれましては、このような民間の自主的な取り組みをご支援いただくとともに、貴県としても保護者および青少年の方々への更なるリテラシー教育・啓発活動の推進をお願いいたします。

以上